

9 (2) 千葉県C E等保安全管理基準

(目的)

第1条 この基準は、高圧ガス保安法（以下「法」という。）に基づいてC E等が設置された事業所の従業員に対する保安教育の方法等について定めたもので、関係者がこの基準を遵守することにより災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この基準は、酸素、窒素、アルゴン又は炭酸ガスのC E等を設置し、当該ガスを消費する事業所に適用する。

(用語の定義)

第3条 法及び一般高圧ガス保安規則（以下「規則」という。）において使用する例によるほか、この基準において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) C E等

専ら液化酸素、液化窒素、液化アルゴン又は液化炭酸ガスの貯槽（二重殻真空断熱式構造に限る）であって、加圧蒸発器又は送ガス蒸発器等の付属設備を含むものをいう。

(2) 液化ガス

液化酸素、液化窒素、液化アルゴン又は液化炭酸ガスをいう。

(3) C E等保安監督者

C E等を設置する事業所の事業者（以下「事業者」という。）から選任され、高圧ガスの保安について全般的に監督する者をいう。

(4) 関係者

事業者及び従業員並びに当該事業所に液化ガスを供給する製造者、販売業者及び運送業者をいう。

(5) 協力会社

C E等の保全、工事に関連する作業を行う外部業者をいう。

(6) 第一種製造者

法第5条第1項第1号の許可を受けた者をいう。

(7) 第二種製造者

法第5条第2項第1号に掲げる者をいう。

(C E等保安監督者の選解任)

第4条 C E等を設置する事業者は、規則第64条第2項第1号イ・ロ・ハに該当する者

をC E等保安監督者として選任し、第6条に規定する職務を行わせるものとする。なお、第二種製造者については、C E等保安監督者を選任することが望ましい。

2 前項に規定する事業者は、同項の規定によりC E等保安監督者を選任したときは、遅滞なくその旨を所管行政庁に報告するものとする。これを解任したときも同様とする。

(様式1)

(C E等保安監督者の講習)

第5条 前条第1項に規定する事業者は、法第27条第3項及び第4項に基づき、C E等保安監督者に次の各号に定める講習等の保安教育を受けるものとする。

(1) 保安監督者講習

C E等保安監督者は、選任後1年以内に保安監督者講習を受けるものとする。ただし、選任前にこの講習を受けた者は除く。

(2) 定期保安講習

C E等保安監督者は、前号の講習を受けた後1年に1回定期保安講習を受けるものとする。

(3) 講習内容

保安監督者講習及び定期保安講習の内容は、次のとおりとする。

ア 保安監督者講習

(ア) 法令及び関係基準類

(イ) 保安監督者の職務

(ウ) 高圧ガスの性質

(エ) 設備の概要、運転及び操作

(オ) 異常時の措置

イ 定期保安講習

アの(ア)から(オ)までの中から行う。

(4) 講習の実施機関

保安監督者講習及び定期保安講習の実施は、(一社)千葉県高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)が行う。

(5) 講習修了の確認

ア 保安監督者講習

協会は、第5条第(1)号の規定による保安監督者講習を修了した者に、C E等保安監督者証(様式2)を交付する。

イ 定期保安講習

協会は、第5条第(2)号の規定による定期保安講習を受けた者の有するC E等保安監督者証の指導事項欄に必要事項を記入し、講習実施者の押印をする。

(C E等保安監督者の職務)

第6条 C E等保安監督者は、設備並びにその取り扱いについて、保安を確保するために必要な次の各号に掲げる事項を監督する。

(1) 製造施設及び製造方法の管理

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法が規則等に定められた技術上の基準に適合するように監督する。

(2) 製造施設及び製造方法の巡視、点検

製造設備の異常の有無を点検するほか、製造する高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ作動状況について点検し、異常のある時は、補修その他の危険を防止する措置を講じるよう監督する。

(3) 基準類の立案、作成及び整備

製造施設の保安を確保するための各種基準を作成、整備し、関係者に周知徹底を図る。

(4) 工事及び修理の立会い

C E等の工事及び修理を行う場合には、第(1)号に適合するように計画し、作業が計画どおり実施されるように立会い、監督する。

(5) 定期自主検査の実施を監督

定期自主検査を実施する場合には、この検査の実施を監督し、その結果に基づく必要な措置を行う。

(6) 協力会社の保安管理

C E等に関する工事、修理及びその他の作業を行う協力会社に対して保安上必要な指導監督を行う。

(7) 緊急事態に対する措置

規則第84条に規定する危険時の措置を行うとともに、必要な措置を講ずる。

(8) 保安教育及び防災訓練の計画並びに実施の監督

ア 従業員に対する保安教育を計画し、実施を監督する。

イ 従業員及び関係者が参加する防災訓練を計画し、実施を監督する。

(9) 記録及び保存

協会が定めたC E等設備基準、C E等運転基準及びC E等定期自主検査基準に定める記録を作成し、保存する。

(書類等の保管)

第7条 CE等設置事業所は、別表1の書類及び記録類を保管するものとする。

(関係基準)

第8条 CE等設置事業所は、次に掲げる協会が定める基準類を遵守、適合するように努める。

- (1) CE等設備基準
- (2) CE等運転基準
- (3) CE等定期自主検査基準
- (4) 保安教育の基準となるべき事項
- (5) 危害予防規程(第一種製造者)又は、危害予防計画書(第二種製造者)

附 則

- 1 この基準は、平成30年 4月 1日から施行する。

別 表 1 (第 7 条関係)

書類の保存期間

書 類 の 種 類	第 一 種 製 造 者	第 二 種 製 造 者
1. 高圧ガス製造許可(変更許可)申請書、許可証	○	※1 ○
2. 危害予防規程届書	○	※2 ○
3. 保安教育計画書	※3 ○	※3 ○
4. 保安監督者等届書	○	
5. 完成検査証	○	
6. 高圧ガス製造開始届書	○	
7. 保安検査証	○	
8. CE等設備台帳	○	○
9. CE等定期自主検査記録 (CE等定期自主検査基準による)	○	○
10. CE等運転記録 (日常巡回点検記録表による)	◎	◎
11. 液化ガス受入れ充填記録 (受入充填記録表による)	◎	◎
12. 保安教育実施記録	◎	◎
13. 事故災害記録表	○	○

注 1 書類の保存期間

○ ; 設備が設置されている全期間

◎ ; 通常の場合 : 3 年

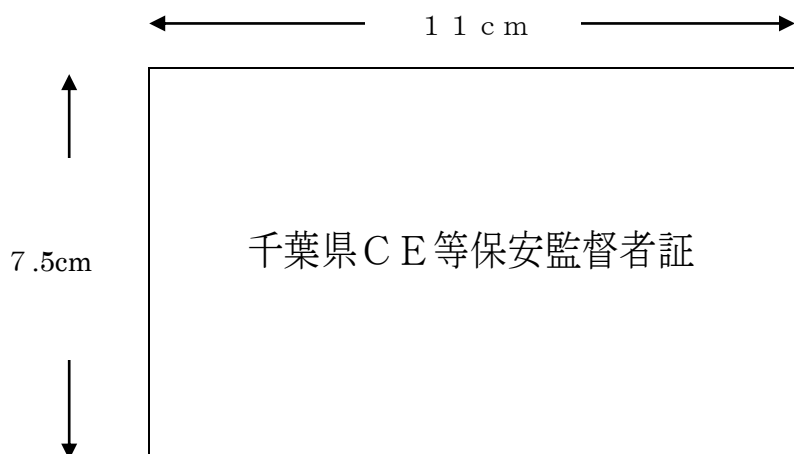
注 2 ※ 1 ; 高圧ガス製造事業(変更)届書

注 3 ※ 2 ; 危害予防計画書

注 4 ※ 3 ; 保安教育の基準となるべき事項

様式 2 (第 5 条関係)

(表 紙)



(表紙内側)

保安監督者の心得

- 1 年に 1 回、(一社)千葉県高圧ガス保安協会が行う定期保安講習を受けること。
- 2 本証を汚損又は紛失したときは、(一社)千葉県高圧ガス保安協会に届け出て再交付を受けること。
- 3 本証の記載事項を書き直さないこと。
- 4 本証の写真を貼り替えないこと。
- 5 本証を他人に貸したり譲ったりしないこと。
- 6 本証が不要となったときは、(一社)千葉県高圧ガス保安協会に返納すること。

<u>千葉県C E等保安監督者証</u>	
← 2.5cm →	
↑ 2.5cm ↓	写 真
交 付 番 号	千 第 号
氏 名	
生 年 月 日	
所 属 事 業 所	
取 扱 ガ ス 名	

千葉県C E等保安管理基準第5条の規定により交付する。

年 月 日

(一社)千葉県高圧ガス保安協会 ㊞

保 安 講 習 受 講 修 了 証			